

弁護士

## 林 陽子 さん

HAYASHI, Yoko

ダイバーシティ推進がSDGsでもコーポレートガバナンスコードでも注目されています。

国連女性差別撤廃委員会委員（2008-2018年。2015-2017年度は委員長）、G7ジェンダー平等諮問委員会委員等を務められ、二弁理事者ジェンダー・クォータ制導入（2022年度第4次男女基本計画では「5年に1度の女性会長実現」に言及）にも貢献された林陽子先生（35期）にお話を伺いました。



### 日産自動車定年差別事件

—— 法律家を目指された理由を教えてください。

私は茨城県の出身で、生まれは水戸ですが、海と山に囲まれた県北の日立で育ちました。高校1年生の頃、日産自動車の男女差別定年制事件が報道されました。男性60歳、女性55歳の5歳差定年制について、定年になった女性労働者が地位保全の仮処分を出したところ、東京地裁の合議体は、女性の55歳の生理的年齢は男性の70歳くらいに相当する、として申立を却下しました。私はこの新聞記事を読んで、こういうことがまかり通る日本の司法界って一体どういうところなんだろう、と非常に興味を持ちました。今読むと冗談のような裁判ですが、1970年

代（昭和40年代）にはこんな決定を出す裁判官がいたのです。夫婦別姓を認めない民法の問題も、早くこの事件のように、「こんな合憲判決を書いた裁判官がいたのだ」と、“過去の遺物”になってほしいと思います。

高校の途中で父の転勤で東京に引っ越し、都立高校に編入しました。そこで、家庭科はなぜ女子だけが必修なのかを議論する勉強会をつくったり、初の女性生徒会長を出すための選挙運動を手伝い、私も書記に立候補して当選し、生徒会活動をしました。1975年に早稲田大学法学部に入学しました。大学入学時は新聞記者になりたいと思っており、司法試験受験はあまり考えていませんでしたが、周囲に受験をする人が多かったので刺激を受け、勉強を始

めました。

—— 弁護士になられてからのことを教えてください。

弁護士登録をしたのは1983年です（司法修習35期）。私は学生時代から、弁護士になったら女性の権利の問題をやりたいと思っていました。弁護士として最初に就職したのは、東京共同法律事務所という労働事件を多く手がける共同事務所で、後に日本労働弁護団の会長をされた宮里邦雄先生（17期）を中心にした大変活気のある事務所でした。私の入所当時、所属弁護士は10名で私が初めての女性弁護士でした。

35期は史上初めて女性司法修習生の割合が10%になった年で、「テンパーセント」という女性修習生の機関紙をつくり、情報交換をしていました。同期の岡村和美さんが最高

裁判事になりましたが、就任のスピーチで「テンパーセント」のことを話されていました。

### —— 大阪では30期代の女性弁護士が事務所に入るときに苦労したと聞きます。

そういう傾向はありました。女性はなかなか就職先がないので、研修所の弁護教官の仕事の一つは、就職が決まらなかった女性修習生をイソ弁にすることだとまことしやかに言われていました。

### —— 1つ目の事務所ではどんなことをされたんですか。

労働組合の顧問先が多く、日本の組織労働者というのは男性中心です。男性労働者の不当労働行為、解雇事件が多かったのですが、民事も刑事も受任事件数はたくさんあり、忙しかったです。1980年代前半は、女性差別撤廃条約（1979年国連総会で採択）を日本も批准すべきだという議論が盛り上がり、男女雇用機会均等法（当時は「平等法」と呼んでいました）を作ろうという運動も大きく盛り上がっていました。労組の女性部に招かれ、全国各地で均等法・労基法改正についての講演をしたのもこの時期です。映画監督の山上千恵子さんが製作した「たたかいつづける女たち」というドキュメンタリーがあるのですが、20代の私がゼッケンと鉢巻を締め、旧労働省前で「婦人差別撤廃条約の完全批准を勝ち取るぞー」とシュプレヒコールを上げている場面が出てきます。<sup>※1</sup>

※1 「たたかいつづける女たち」  
[https://www.aiwff.com/2017/filmstlist/japan\\_special\\_offers/filmwork11](https://www.aiwff.com/2017/filmstlist/japan_special_offers/filmwork11)

## 第3回世界女性会議 (1985年)

登録3年目の1985年、国連主催の第3回世界女性会議がケニアのナイロビで開かれました。私は学生時代から「行動する女たちの会」（世話人は市川房枝さんら）という女性市民団体に所属しており、ここが、ナイロビのNGOフォーラムに参加することになり、出かけて行ったのが私の最初の国際会議の体験です。

経由地のロンドンに数日滞在する旅程でしたので、本で知った女性団体の住所を調べ日本から手紙でアポイントを取って訪問しました。性暴力被害者のケアをしている看護師の女性が勤務の合間の忙しい時間を縫って会ってくれ、大変心に残る旅でした。

ナイロビ会議では、家族法や労働法の問題だけでなく、平和の問題やリプロダクティブ・ヘルス・ライツ、女性に対する暴力や意思決定への参画といった幅広いテーマが扱われ、私はここでジェンダーの問題の奥深さ、面白さを知り、もっと深くかかわって自分の専門性を磨きたいと強く思いました。

自分の経験から、国際会議は物見遊山であっても参加する意義があると思います。ただ、最初は物見遊山でも、次は自分が発表してみるとか、司会をしてみるとか、少しずつグレードアップする意欲が大事です。

## イギリスでの留学経験

その後、研究者のつれあいがドイ

ツに在外研究に行くことになり、私もこの機会に大学で勉強したいと思い、1987年からイギリスのケンブリッジ大学のニューナム・カレッジという女子カレッジに1年間留学しました。ここはミリセント・フォーセット<sup>※2</sup>という女性参政権運動の指導者が創設者のひとりであり、英国を代表する女性を多数輩出しています。

大学が所有する大きな一軒家を10人くらいの学生でシェアして生活しましたが、一番仲よくなったのは南アフリカ出身のミーナという女性です。彼女は人文地理で博士号を取り現在はイギリスの大学で教えています。私はイギリスでヨーロッパのことを学びましたが、アフリカやアジアの優秀な留学生からも多くを学び、そのことは後に国連の仕事をする上で非常に役に立ちました。

## 事務所独立まで

### —— 留学から帰ってきてからの話を教えてください。

昭和から平成へ代替わりした1989年に帰国し、事務所を移籍して古賀総合法律事務所（代表・古賀正義弁護士）に入りました。国内・海外案件を両方扱う事務所で、1989年から1997年まで、ここでアソシエイトをしましたが、この事務所でも私は最初に採用された女性弁護士でした。ここでは出版社の代理人としての名誉毀損訴訟、商事仲裁など多種多様な経験を積むことができました。私のような「<sup>とっ</sup>臺が立った」アソ

※2 Dame Millicent Garret Fawcett (1847年—1929年)

シエイトは事務所にとってさぞかし使いつらかっただろうと、今になって反省することが多いです。

1990年代は、冷戦が終わり、1993年のウィーン世界人権会議、1995年の北京女性会議など、女性の人権をめぐる国際的に大きな進展があった時でした。日本では政府が「慰安婦」問題解決のために「女性のためのアジア平和国民基金」(通称「アジア女性基金」)を設立し、私はその運営審議委員として、海外にいる元「慰安婦」の女性たちに首相のお詫びの手紙と国民からの償い金を届ける事業に関わりました。<sup>※3</sup>「アジア女性基金」をめぐるのは賛否両論ありますが、私は「基金」がめざしたものは間違っていないかと今でも考えています。

このように増えてきた社会活動を自由にやるためには自分の城が必要であると考え、97年にパートナーとしてミネルバ法律事務所を設立しました。外国人女性のシェルターの活動を共にした加城千波弁護士、「無罪請負人」の異名を持つ弘中惇一郎弁護士、古賀事務所のパートナーだった喜田村洋一弁護士との4人の共同事務所です。

その後、2004年にロースクール制度が始まり早稲田大学の専任教員になったこと、後述のとおり国連の委員会の仕事が始まったことから、弁護士業務をコンパクトにしたいと考え、2006年にアテナ法律事務所を設立し、16年目を迎えます。現在は弁護士3名が所属しています。

## 国連 人権の促進と保護に関する小委員会 代理委員 (2004-2006年)

2004年に外務省から国連の人権委員会(現在の国連人権理事会)の小委員会(人権の促進と保護に関する小委員会)の代理委員を依頼され、お引き受けしました。正委員は国際選挙で選ばれた横田洋三先生(国際法学者)であり、政府が代理委員を推薦できる仕組みになりました。早稲田大学のロースクールと相談し、ロースクールの学生2人をエクスターンとしてジュネーブの委員会に連れていきました。委員会会期中の学生の指導は、ジュネーブに委員会傍聴にいらしていた大阪弁護士会の武村二三夫先生にお願いし、大変お世話になりました。この委員の任期は4年だったのですが、国連の機構改革で人権理事会ができることになり、小委員会での仕事は3年間で終わりました。

## 女性差別撤廃委員会委員 (2008-2018年)、委員長 (2015-2017年)

次に2007年の暮れに、外務省から国連の女性差別撤廃委員会(CEDAW)の委員就任を打診され、迷うことなくお引き受けしました。これはCEDAWの委員であった齋賀富美子さん(外交官)が国際刑事裁判所(ICC)裁判官の選挙に立候補したため委員を辞任したことによるものでした。

女性差別撤廃条約の締約国は189か国に上り、子どもの権利条約に次

いで2番目に締約国の数が多い条約であり、1999年には個人通報制度を定めた選択議定書ができました。個人通報制度は、女性差別の被害者がその国の最終的な手続(通常は最高裁)まで争い、敗訴した場合に国際条約機関に直接、救済の申立てができるという制度です。その国の裁判所がどのような判決を下しているのかを読んで、それが条約の解釈に合致しているかを審査しますので、法律的な素養が必要となる作業です。

私は日本から選出された5人目の女性差別撤廃委員ですが、初の民間出身ということでNGO、女性団体には喜んでいただき、励ましていただきました。初代が赤松良子さん、次が佐藤ギン子さんと旧労働省の官僚が続いて、検察官の多谷千香子さん、外交官の齋賀富美子さんといずれも公務員が就任していました。なお、委員は、自分の国の審査については関与できないというルールがあります。私に続いて、弁護士では東京弁護士会の大谷美紀子先生が子どもの権利委員会の委員(現在、委員長)になりました。さらに次の世代の弁護士が、国際機関・条約機関に出してほしいと思います。

CEDAWの委員だった11年間、年間3回(1会期あたり約1か月)の会合にすべて出席し、日本人として初の委員長も務め、2018年に任期満了で退任しました。委員長になる前の2年間は、個人通報作業部会の部会長として案件をとりまとめ本委員会に決定案を答申する責任者を務めました。委員会が締約国に出す勧告(総括所見と呼ばれる)は、全員一致での採択が鉄則であり、合意

※3 女性のためのアジア平和国民基金  
<https://www.awf.or.jp/pdf/0157.pdf>

ができるまで何度でも文言のすりあわせをします。文化的・宗教的な背景が異なる23名の委員会をまとめるのは容易ではありませんでした。この経験から学んだことは、相手を説得するには自分の哲学が必要だということです。在任中、最後の年に、女性法律家協会の会員15名（大阪弁護士会会員もいらっしゃいました）がCEDAWの傍聴にジュネーブを訪問してくれたことは、委員生

活の最後を飾る楽しい思い出となっています。

## G7ジェンダー平等諮問委員会

国連女性差別撤廃委員の任期の最後の年（2018年）、カナダ大使館から「トルドー首相と電話で面談をしてほしい」と依頼がありました。首相の要請は、カナダが議長国をつと

める2018年のG7において、ジェンダーの専門家で作られる会議体を作るのでメンバーになってほしい、ということでした。これはG7が発出する文書のすべてをジェンダー・レンズ、つまり、ジェンダーの目で見直し、提言をする役割を持った委員会です。G7はサミット（首脳会議）以外に各種の大臣会合がありますので、20名の委員が手分けをしてカナダでの会合に出席しました。このジェンダー平等諮問委員会（Gender Equality Advisory Council：GEAC）はその後も議長国によって継続されていますが、活動内容としてはこの最初のカナダの委員会が最もレベルが高く、成果文書も優れていると自負しており、それはトルドー首相のリーダーシップによるところが大きいと思います。カナダのフェミニストも本当にすばらしく、大いに刺激を受けました。金融もエネルギーも軍事も気候変動も、ジェンダーの議論なくしては各国とも政策が成り立たなくなっているのですが、日本の政策は周回遅れです。翌2019年のフランスが議長国をつとめたG7のジェンダー平等諮問委員会も、私はフランス外務省から任命されて参加しました。カナダのGEACは比較的、NGOや先住民の代表が多かったのに比べて、フランスのGEACは詩人、作家や女優のエマ・ワトソンなど芸術・文芸の分野の人が多く、議論も百花繚乱、出される食事はどれも美味しく、フランスが大好きになりました。



国連の女性差別撤廃委員会の会議に出席される林陽子氏

<p><b>The Committee</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Introduction</li> <li>Mandate</li> <li>Membership</li> <li>Meetings of State parties/Elections</li> <li>Upcoming elections for all treaty bodies</li> </ul> <p><b>Basic documents</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Convention</li> <li>Optional Protocol</li> <li>Rules of procedure</li> <li>Proposed amendment to art. 20(1)</li> <li>Working methods</li> <li>Annual reports</li> </ul> <p><b>The work of the Committee</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>General Recommendations</li> <li>Chairperson's and other statements</li> <li>Committee's contribution to the High-level Political Forum on Sustainable Development (HLPF)</li> <li>Guidelines for reporting to the Committee</li> <li>Guidance note for States parties for the preparation of periodic reports under article 18 of the</li> </ul>	<p><b>COMMITTEE ON THE ELIMINATION OF DISCRIMINATION AGAINST WOMEN</b></p> <p>The Committee on the Elimination of Discrimination against Women (CEDAW) is the body of independent experts that monitors implementation of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women.</p> <p>CEDAW Committee consists of 23 experts on women's rights from around the world.</p> <p>More about the Committee on the Elimination of Discrimination against Women...</p> <p><b>Ratification of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women</b></p> <p>Click on the image to access the interactive map See the maps on ratifications (PDF) of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women or its Optional Protocol</p>	<p><b>Country-specific information</b></p> <p>Select a country <input type="text"/> <input type="button" value="GO"/></p> <p><b>Meetings and deadlines</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Sessions</li> <li>Calendar of country reviews by treaty bodies</li> <li>Deadlines for the submission of documentation</li> </ul> <p><b>Search</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Common core documents</li> <li>Treaty body database</li> <li>Universal human rights index</li> <li>UN Secretary General's database on violence against women</li> </ul> <p><b>Useful links</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Working Group on Discrimination against Women</li> <li>Special Rapporteur on violence against women</li> <li>Special Rapporteur on trafficking in persons</li> <li>Technical cooperation</li> <li>Commission on the Status of Women</li> <li>UN Women</li> <li>Women Watch</li> </ul>
	<p><b>Upcoming Events</b></p> <p>Call for comments: Draft General Recommendation on Indigenous women and girls – deadline 31 January 2022</p>	<p><b>Recent Developments and Events</b></p> <p>80th session of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women 18 October to 12 November</p>

国連の女性差別撤廃委員会ウェブサイト

## 国際的な危機と、日本の弁護士

—— ウクライナ侵攻のただ中ですが、日本の弁護士としての国際的ライセンスに対する姿勢、学ぶべきことは何でしょうか。

自分たちの国を守り抜くというウクライナの人々の断固とした決意に感動した人は多いと思います。そしてポーランドやモルドバなどの隣国の市民が、自分たちの国も決して豊かではないのに、ウクライナから避難してきた人々を受け入れ、さまざま支援の手を差し延べていることも印象的です。

同じような事態がもしも台湾や朝鮮半島で起こったときに、日本政府が外国人を受け入れて衣食住を与える援助はできるのか。あるいは、日本有事の時に日本からの避難民を受け入れる近隣諸国はあるのか。残念ながら、どちらも見通しが立っていないのが現状と思います。

子どもの頃、英語を習い始めて理解できなかった単語の一つが「refugee」です。見たことも聞いたこともないので、難民と言われてもどういう人なのかが分からなかった。ところが、イギリスに留学すると、世界中から、軍事政権とかアパルトヘイトから逃れている人たちがいますから、日常会話で、「exiled (亡命中)」という言葉を使うのです。東日本大震災による福島原発事故が世界に報道された時、女性差別撤廃委員会の同僚からお見舞いのメールをたくさんもらいましたが、親しくしていたクロアチアの委員から、「自分は海辺に別荘を持って

る。あなたが放射能を逃れて家族と暮らしたいなら、好きなだけ滞在してよいので、クロアチアに家族といらっしゃい」と言ってくれました。彼女の友情がとても嬉しく、世界の中に友人・友好国を持つことが「安全保障」なのだと心に刻みました。

災害や紛争、感染症などの脅威が出て来た時に、共通の敵に対して一緒に戦う仲間を持つこと。仲間が困っていたら、手を差し延べて自分の持っているものを分け与えること。そのためにも日頃から仲間を増やしておくこと。ウクライナ戦争は非常に多くのことを示唆していると思います。

法律家として何ができるか、ですが、人権の尊重は社会のインフラの中で最も基礎的な部分ですので、社会の中で弱い立場にある人たちを護っていくことが、有事における被害を少なくすることにつながると思います。報道では検察庁はロシアの戦争犯罪調査を補助するために国際刑事裁判所 (ICC) に検事3名を派遣するとのことで、国際刑事法の実践に日本の法律家が参画していくことは良いことだと思います (なお、現在の日本選出のICC判事は、検察官出身の赤根智子さん (34期) です)。日本はICCの最大の拠出国です。分担金だけではなく人的資源も提供できるよう、日本の法曹の国際社会への貢献に期待します。

## 法曹教育とジェンダー

ロースクール教育はどうしても司法試験受験科目中心になり、カリキュラムでジェンダー法の枠を取る

ことが難しいと聞きますが、法曹倫理など必修科目の中でジェンダーに関する問題を履修できるようにすべきではないかと思います。ジェンダー平等に関する知識、センスは、法曹としてはもちろん、社会人としても必須のものだからです。

ジェンダーの視点は、近代法がつくってきた原理原則に対する挑戦という意味があります。例えば、表現の自由は近代法の中で非常に重要な価値がありますが、それに対して、ポルノグラフィであるとかヘイトスピーチといった表現の自由を制限する新たな課題が出てきています。被疑者・被告人の無罪推定や罪刑法定主義と性暴力犯罪をめぐる刑法改正の議論 (暴行・脅迫要件の撤廃など) もしかりです。私は法学におけるジェンダー視点の「推進派」のひとりですが、最近、ともするとジェンダーをめぐる議論が荒っぽくなっているのではないかと危惧することがあります。何世紀にもわたり多くの人が闘い取ってきた権利に対して物申す以上は、それなりの理論武装が必要です。近代法によって受けてきた利益を考えた上で、より公正な社会をつくっていくための「ジェンダー正義」とは何かを、次の世代の人たちにはより深めていってほしいと思います。

## 世界と日本の距離、一人一人ができる取組

グローバル・ジェンダーギャップ指数 (世界経済フォーラムが毎年公表) の日本の順位は、世界156か国中120位 (2021年度) です。日本

政府の人に原因を聞くと、「日本は一所懸命やっているけれども、他の国のスピードが速いので追いつかない」、と言うのですが、それは間違いではないと思います。日本はある程度は取組はしているのですが、スピードが遅い。「女性差別」を定義した法律もないし、救済のための国内人権機関もない。人権条約の個人通報制度にも入らない。こうした法制度上の「ないないづくし」が、社会の中の不平等をなくしていくことを遅らせているのですから、政府だけではなく、法律家にも責任があると言わざるを得ません。

世界の100か国以上が既に国政選挙で取り入れているクォータ制のように、実効性がある政策が何かは分かっているのに、日本は、それに踏み込めない。例えば直近の衆議院選挙（2021年10月）を見ても、野党は3～4割の女性候補者を出すようになっていますが、与党は現職がいるので、現職を押しつけてまでクォータ制を導入しようとは思わな

い。世襲や利益団体に守られている人たちは、女性や若者が入ってくると既得権益を壊されるわけですから、しがみついて抵抗しているのです。ジェンダー平等を進めていくことは、こういった日本の古い体質を変えていき、日本を「沈没」させず、先進国として発展させていくための実践でもあります。

また、ジェンダー平等社会の実現には、ジェンダーが男女の2分法ではなく、多様な性があることを認めつつ、日常の行動様式を変えていく努力が必要だと思います。ジェンダー役割からの解放は、男性の人生も豊かにします。

—— 第二東京弁護士会が全国の単  
 位会にさきがけて「理事者のジェ  
 ンダー・クォータ制」を導入するに際  
 して貢献されたといいました。

はい、会内で長い間、議論があったのですが、私が女性差別撤廃条約をはじめとする国際潮流を会内の勉強会で講演したことが功を奏し、2014年に会則改正が実現しまし

た。副会長（定員6名）候補者中、女性候補が2名以下の場合は、女性候補が優先的に当選する、という内容です。二弁の会則改正は、他の単  
 位会および日弁連にも波及し、理事者のジェンダー・クォータ制度が広がりました。さらに二弁が2022年に策定した第4次男女共同参画基本計画では、「少なくとも5年に一度の割合にて女性会長の実現が望まれる」と明記されました。弁護士会の意思決定機関に多様性を確保することは、司法へのアクセス障害の解消に役立ち、司法の質も良い方向に変えていくものと信じております。

—— 本日は貴重なお話をありがとうございました。

2022年(令和4年)2月28日(月)

インタビュー： 山本 健 司  
 飯 島 奈 絵  
 太 平 信 恵  
 横 山 咲 子  
 大阪大学法科大学院生

